

航空自衛隊春日基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	臨床検査	春基LPS-M1-4	
		承認	平成30年 2月15日
		作成	平成30年 2月 8日
		改正	令和 4年 2月18日
		作成部隊等名	基地業務群衛生隊

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊春日基地における臨床検査に適用する。

(2) 関連法令等

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
- イ 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年庁訓令第31号）
- ウ 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年空自達第26号）
- エ 航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報の安全確保等に関する達（平成25年空自達第43号）

2 役務に関する要求

(1) 全般

航空自衛隊春日基地における臨床検査

(2) 役務内容

- ア 履行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日とする。
- イ 検査は、契約相手方の施設において実施し、内容については別表のとおり。
- ウ 検査の細部項目は、契約相手方の準備する「依頼書」により指示する。
- エ 検査に係る費用は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基いた保険点数により算定するものとする。ただし、保険点数のない検査については、一件当たりの単価とする。
- オ 検体の採取に必要な容器等は、官側が準備する。
- カ 検体の収集は、官側指定日に実施する。
- キ 検査結果は、検査報告書（書面）及び電子データにより速やかに提出する。

3 検査

検査官は、契約相手方からの報告書に対し検査し、事実確認を行う。

4 その他

この仕様書に記載されていない事項で関係法令上、当然実施しなければならない事項は契約相手方が関係法令等に基づき実施するほか、疑義が生じた場合は官側と協議し、これを取り決めるものとする。また契約相手側は、本役務により知り得た情報を官側の許可無く開示・漏洩してはならない。

内訳表

項目番号	品名(件名)	規格	単位	予定数量
1	臨床検査(血液)	仕様書のとおり	点	30,000
2	臨床検査(生化Ⅰ)	仕様書のとおり	点	200,000
3	臨床検査(生化Ⅱ)	仕様書のとおり	点	4,000
4	臨床検査(免疫)	仕様書のとおり	点	45,500
5	臨床検査(尿糞便)	仕様書のとおり	点	70,000
6	臨床検査(微生物)	仕様書のとおり	点	1,500
7	臨床検査(病理)	仕様書のとおり	点	25,000
8	臨床検査(赤痢・サルネラ)	仕様書のとおり	件	400
9	臨床検査(腸管出血性大腸菌)	仕様書のとおり	件	400
10	臨床検査(Ⅰ簡易)	仕様書のとおり	件	200
11	臨床検査(Ⅰ精密)	仕様書のとおり	件	5
12	臨床検査(馬尿酸)	仕様書のとおり	件	25
13	臨床検査(Ⅱ馬尿酸)	仕様書のとおり	件	25